

第4章 廃棄物

第1節 現況

近年の経済活動の活発化、国民のライフスタイルの変化に伴い、廃棄物の発生量が増加するとともに、その種類が多様化している。一方、著しく都市化が進み、狭小過密な府域においては、最終処分場をはじめとする各種の廃棄物処理施設の確保が極めて困難になるなど廃棄物を取り巻く状況は深刻なものとなっている。

第1 産業廃棄物

府域における産業廃棄物等（排出事業者が自ら利用、有償売却する有価物を含む）の発生量（平成3年度）は2,459万トﾝで、排出量（平成3年度）は1,030万トﾝと推計される。発生した産業廃棄物は、事業者や処理業者等の有効利用によって590万トﾝ（全体の24.0%）、また、中間処理によって1,261万トﾝ（同51.3%）が減量され、最終処分量は608万トﾝ（同24.7%）となっている。

図2-4-1 産業廃棄物等の発生量（平成3年度推計値）

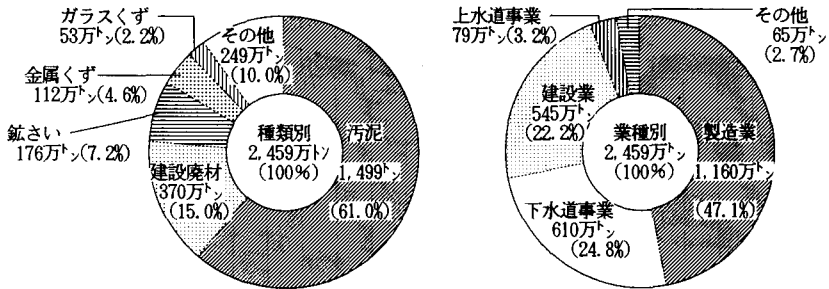
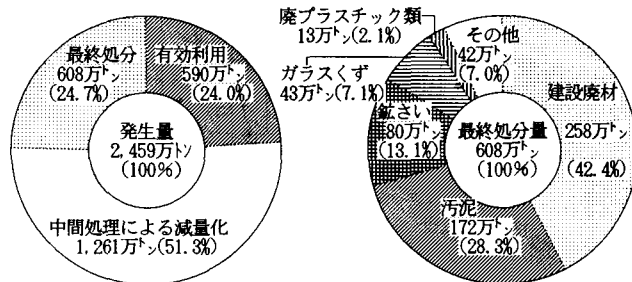


図2-4-2 産業廃棄物等の処理状況及び種類別最終処分量（平成3年度推計値）



第2 一般廃棄物

1 ごみ

(1) 排出・処理の状況

平成3年度の府下市町村で排出されるごみの総量は451万トンで前年度より1.5%増加した。府民1人1日あたりの排出量は1,411gとなっている。排出形態別では、生活系ごみが233万トン（構成比51.7%）、事業系ごみが218万トン（同48.3%）である。収集形態別では、市町村直営によるものが35.9%、許可業者によるものが39.0%等となっている。

排出されたごみは、88.4%(399万トン)が焼却されている。また、資源化量は9.0万トンである（焼却残渣からの資源回収量約3.0万トンを含む。なお、集団回収等による資源化量は排出総量に含まれない）。

図2-4-3 ごみ処理状況の推移

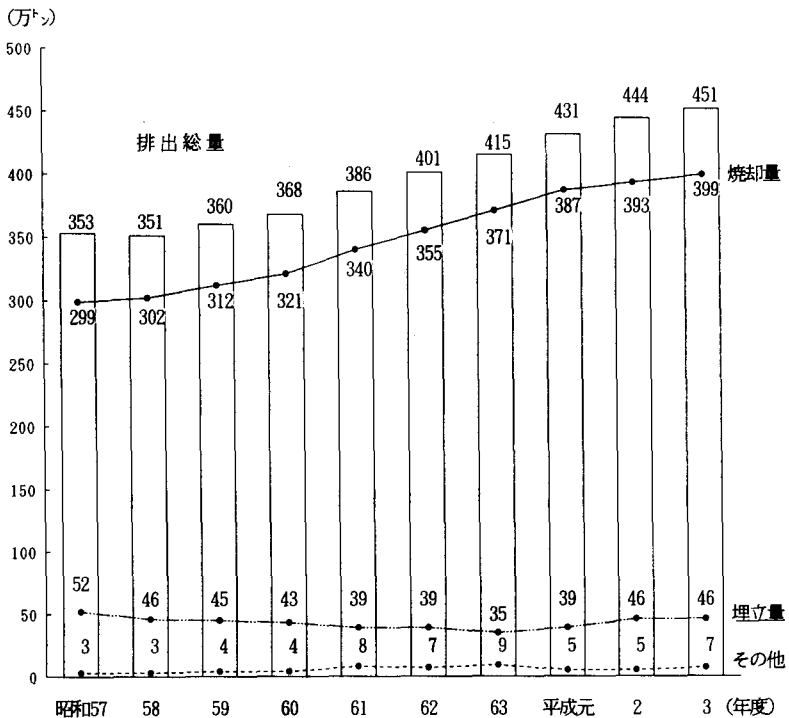
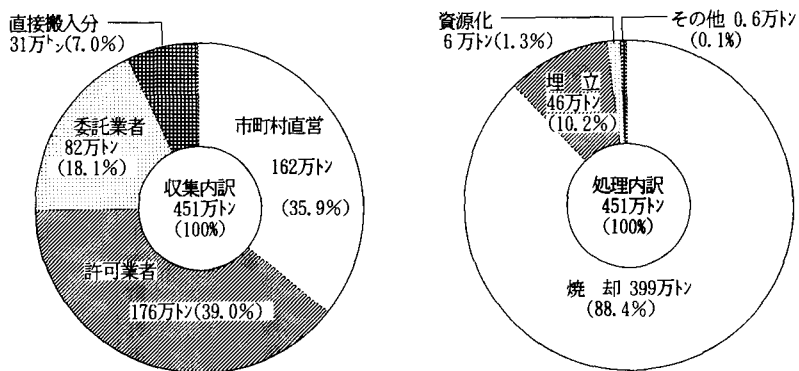


図 2-4-4 ごみの収集及び処理の区分 (平成 3 年度)



(2) 処理施設の整備状況

府下市町村におけるごみ処理施設等の整備状況 (平成 3 年度末) をみると、17 市町が単独で、27 市町村が一部事務組合方式 (10 事務組合) により処理体制を整備しており、その処理能力は、ごみ処理施設 15,612ト/日、粗大ごみ処理施設 1,555ト/日となっている。

表 2-4-1 ごみ処理施設の整備状況

(平成 4 年 3 月 31 日現在)

市町 (組合) 名	処理能力 (ト/日)	市町 (組合) 名	処理能力 (ト/日)
豊能郡環境施設組合	53	大 阪 市	5,950
箕 面 市	270	松 原 市	150
池 田 市	180	柏 羽 藤 環 境 事 業 組 合	450
豊中市伊丹市清掃施設組合	675	南 河 内 清 掃 施 設 組 合	300
吹 田 市	630	堺 市	1,050
茨 木 市	750	泉 北 環 境 整 備 施 設 組 合	450
摂 津 市	180	忠 岡 町	40
高 槻 市	450	岸 和 田 市 貝 塚 市 清 掃 施 設 組 合	600
高 島 本 町	46	泉 佐 野 市 田 尻 町 清 掃 施 設 組 合	240
枚 方 市	500	熊 取 町	82
寝 屋 川 市	360	泉 南 清 掃 事 務 組 合	190
守 口 市	292	郵 町	50
門 真 市	294		
四條畷市交野市清掃施設組合	180		
東大阪都市清掃施設組合	1,200	合 計	15,612

表 2-4-2 粗大ごみ処理施設の整備状況

(平成4年3月31日現在)

市町(組合)名	処理能力 (ト/日)	市町(組合)名	処理能力 (ト/日)
箕面市	23	泉北環境整備施設組合	50
池田市	30	泉佐野市田尻町清掃施設組合	50
豊中市伊丹市清掃施設組合	50	岸和田市貝塚市清掃施設組合	75
吹田市	100	門真市	30
茨木市	125	泉南清掃事務組合	20
高槻市	75	岬町	5
枚方市	75	忠岡町	5
寝屋川市	75	大阪市	190
守口市	75	豊能郡環境施設組合	25
東大阪都市清掃施設組合	155	島本町	6
八尾市	100	熊取町	16
柏羽藤環境事業組合	50		
南河内清掃施設組合	50		
堺市	100	合計	1,555

2 し尿

(1) 排出・処理の状況

平成3年度の府下市町村で収集されたし尿(浄化槽汚泥を含む)の計画収集量は、176万klで前年度より1.3%減少した。計画収集量の内訳は、し尿が127万kl、し尿浄化層汚泥が49万klである。近年、し尿浄化槽の増加により浄化槽汚泥の比率が増加する傾向にある。収集形態別では、許可業者によるものが54%で約半数を占めており、処理方法別では、市町村(一部事務組合を含む)のし尿処理施設において94%が処理されている。

図 2-4-5 し尿計画収集量の推移

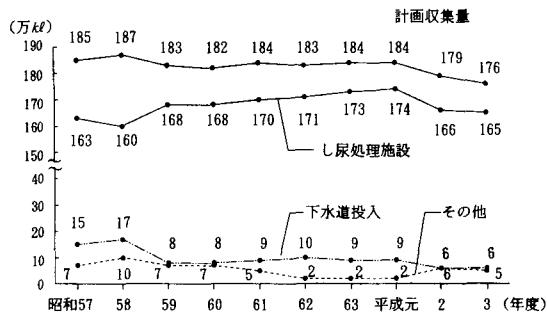
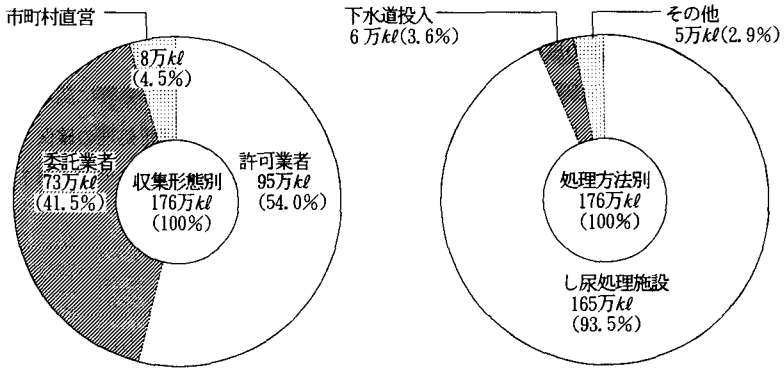


図 2-4-6 し尿の収集形態別及び処理方法別収集量 (平成3年度)



(2) 処理施設の整備状況

府下市町村におけるし尿処理施設等の整備状況 (平成3年度末) をみると、19市町が単独で、19市町村が一部事務組合方式 (7事務組合) により処理体制を整備しており、その処理能力は、6,006kl/日となっている。

表 2-4-3 し尿処理施設の整備状況

(平成4年3月31日現在)

市町 (組合) 名	処理能力 (kl/日)	市町 (組合) 名	処理能力 (kl/日)
能 勢 町	15	富田林市外5カ市町村環境衛生施設組合	272
豊中市伊丹市清掃施設組合	300	堺 市	835
吹 田 市	305	泉北環境整備施設組合	380
茨 木 市	200	忠 岡 町	30
高 槻 市	320	岸 和 田 市	150
島 本 町	34	貝 塚 市	158
枚 方 市	347	泉佐野市田尻町清掃施設組合	180
寝 屋 川 市	290	熊 取 町	70
守口市四條畷市清掃施設組合	80	泉 南 市	100
門 真 市	110	岬 町	50
交 野 市	65	豊 能 町	7
東大阪市大東市清掃センター	780		
八 尾 市	380		
柏 羽 藤 環 境 事 業 組 合	400		
河 内 長 野 市	148	合 計	6,006

(注) 大阪市、池田市、箕面市、松原市及び摂津市のし尿については、公共下水道で処理されている。

第 2 節 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正

第 1 改正廃棄物処理法の施行

近年の廃棄物をめぐる深刻な状況に対応するため、国において廃棄物の処理に関する諸制度が抜本的に見直され、①廃棄物の減量化・再生の推進、②廃棄物の適正処理の確保、③処理施設の確保の 3 点を主なねらいとして廃棄物処理法が抜本的に改正され、平成 4 年 7 月 4 日に施行された（平成 3 年 1 0 月 5 日公布）。

第 2 改正の概要

改正法では、廃棄物の排出抑制と分別・再生が目的に明確化されるとともに、国民の廃棄物減量化施策への協力や事業者の責務として製品等の事前の自己評価等が明らかにされた。

産業廃棄物については、人の健康又は生活環境に被害を生じるおそれのある産業廃棄物を新たに特別管理産業廃棄物（特管産廃）として区分し、特別な基準により処理・委託を行うこととし、排出事業者の特管産廃管理票の交付や特管産廃管理責任者の設置等が義務付けられた。また、特管産廃収集運搬業及び処分業が新設され、従来からの産業廃棄物処理業と併せて①許可更新制の導入、②欠格要件の拡大等規制が強化された。産業廃棄物処理施設については、信頼性、安全性確保のため①設置の許可制、②使用前の検査義務等規制強化が図られた。さらに多量排出事業者に対して処理計画の作成が指示できることとされた。

一般廃棄物についても、新たに特別管理一般廃棄物を区分する等規制を強化するとともに、適正処理が全国的に困難となっている一般廃棄物を厚生大臣が指定し、市町村長が製造者等に協力を要請できる等を内容とする制度が創設された。また、市町村において、廃棄物減量等推進審議会の設置や廃棄物減量等推進員の委嘱、多量排出事業者への減量化計画の作成指示等ができることとされた。さらに知事による廃棄物再生事業者の登録制度が創設された。

第 3 本府の対応

大阪府では、法の施行にあわせて、府規則や要綱等を整備するとともに、改正法の趣旨の徹底を図るため「廃棄物処理法のあらまし」や「廃棄物処理法のしおり（排出事業者用・処理業者用）」等の説明資料の作成・配付、排出事業者や産業廃棄物処理業者を対象とした説明会の開催（排出事業者 2 8 回、処理業者 4 回）及び業界団体への出講（1 6 団体）等を行った。また、特管産廃管理責任者設置報告書の徴収や特管産廃処理業者の許可、廃棄物再生事業者の登録等の新制度を施行した。今後、これら法施策の充実を図るほか、市町村等との連携により廃棄物の適正処理・減量化のための独自の施策も展開していく。

第3節 産業廃棄物処理対策

第1 大阪府産業廃棄物管理計画

産業廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全を図るため、平成4年3月に策定した「大阪府産業廃棄物管理計画」の推進に努めている。

本計画は、平成13年度を目標年度とし、府域の事業所等から発生する産業廃棄物の適正処理に当たり、「廃棄物管理」という基本理念に立ち、事業者責任を踏まえながら事業者、処理業者、地方公共団体が相互協力のもとに、「排出管理」「減量化」「適正管理」の3つを基本目標として所要の施策を推進することとしている。

第2 排出事業者への指導

1 事業者処理責任の徹底

大阪府では、「事業者処理責任の原則」に基づき、産業廃棄物が適正に処理されるよう計画的に処理実績報告書の徴収や立入検査等を実施したり、関係（業界）団体に対して説明会の開催や協議等を行うことにより排出事業者に対する指導の徹底を図っている。また、排出事業者が自ら産業廃棄物の処理ルート of 管理を行うため、産業廃棄物の処理委託の際にマニフェスト（積荷目録）を交付するよう普及指導を行っている。

表2-4-4 排出事業者に対する指導状況（平成4年度）

区 分		件 数	備 考
立 入 検 査	特別管理産業廃棄物（特管産廃）関連事業所	105	特管産廃を生ずる事業所及び有害物質等使用・特定施設設置事業所
	処理施設関連事業所	51	産業廃棄物処理施設を設置する事業所
	建設業者	0	
	その他	44	主として上記以外の製造業者
	合 計	200	
検体採取・水質検査実施数		195	
報 告 書 の 徴 収	有害産業廃棄物排出者	508	廃棄物処理法施行令14条4項
	産業廃棄物処理施設設置者	153	廃棄物処理法施行令14条5項
	多量要綱対象者	96	
	建設指導要綱対象者	834	資本金1億円以上の建設業者
	その他	4,907	埋立処分場設置者、PCB使用電気機器保管者、その他指導対象事業者
	合 計	6,498	

2 多量排出事業者及び建設業者に対する指導

産業廃棄物の適正処理・減量化等を一層推進するため、多量に産業廃棄物を排出する事業者に対して「多量排出事業者における産業廃棄物の処理に関する要綱」に基づき、処理計画の策定や処理実績報告書の提出など指導の強化を図っている。

また、建設業者に対しては、「建設業者における産業廃棄物の処理に関する指導要綱」に基づく指導を行うほか、改正廃棄物処理法及び「建設廃棄物処理ガイドライン」（厚生省・平成2年5月策定）に基づく産業廃棄物の適正処理を図るため関係者・団体に対して説明会を開催し、周知徹底を図った。

さらに、庁内公共発注部局と「公共工事における廃棄物適正処理連絡会」を組織（昭和61年10月）し、廃棄物の適正処理や建設業者の指導監督等について情報交換等を行っている。

表2-4-5 多量要綱及び建設指導要綱の概要

名 称	多量排出事業者における産業廃棄物の処理に関する要綱（多量要綱）	建設業者における産業廃棄物の処理に関する指導要綱（建設指導要綱）
制定年月	昭和60年11月	昭和62年6月
目 的	産業廃棄物を多量に排出する事業者の産業廃棄物の適正処理及び減量化	建設工事に伴って発生する産業廃棄物の適正な処理及び減量化
対 象	府域で産業廃棄物の総排出量が年間千トンの以上の製造業又は電気・ガス・熱供給・水道業の事業場を有する者	府域に営業所を有する建設業者のうち資本金10億円以上の総合工事業を「計画策定者」とする。
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物長期処理（変更）計画書の策定及び提出 ・産業廃棄物処理実績報告書の提出 ・適正かつ円滑な産業廃棄物処理に必要な助言、指導等 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定者に対する産業廃棄物処理計画（変更）書の策定及び提出 ・産業廃棄物処理実績報告書の提出（現在計画策定者と資本金1億円以上の建設業者に対して実施） ・適切かつ円滑な産業廃棄物処理に必要な助言、指導等
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・211事業者が対象 大阪府56 堺市30 東大阪市16 （3市以外の大阪府域 109） 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定者 142社 ・資本金1億円以上の建設業者（計画策定者を除く）692社

3 特別管理産業廃棄物対策

改正廃棄物処理法により人の健康又は生活環境に被害を生じるおそれのある産業廃棄物を特別管理産業廃棄物として区分し規制が強化されたのに伴い、これらの廃棄物を排出する事業所の把握に努めるとともに、啓発リーフレットの作成・配付や法に基づく適正処理の重点的な指導を行っている。

特に、感染性廃棄物については、平成4年8月に厚生省が策定した「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に基づく適正処理を図るため、説明冊子を作成し、医療関係機関に配付するとともに、関係団体に対して説明を行うことにより周知徹底を図った。

また、PCB使用電気機器保管者に対して保管状況の調査を実施し、未回答者に対して現場の立入確認を行った。

表2-4-6 有害産業廃棄物の排出状況（平成3年度）

産業廃棄物の種類	大阪府域の排出量	
	(t)	府知事所管地域
ダスト類	66,167	19,565
汚泥	4,120	938
廃油	389	291
廃酸	420	274
鉍さい	108	103
燃え殻	19	19
廃アルカリ	93	48
その他	38	37
合計	71,354	21,275

(注) 「有害物質に係る産業廃棄物の処理に関する報告書」(平成4年度徴収分；全ての有害産業廃棄物排出事業者が対象)による。府知事所管地域は大阪市・堺市・東大阪市を除く府域を指す。

第3 産業廃棄物処理業の許可及び指導

平成4年度末現在で廃棄物処理法に基づき大阪府知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者は、表2-4-7のとおりである。

大阪府では、これら許可業者等に対して、事務所、処理施設等への立入指導・検査や業務実績報告書の徴収等により指導監督を行うとともに、許可にあたっては環境保全や円滑な事務の遂行を図るため、「大阪府産業廃棄物事務実施要綱」に基づき事前審査を実施し、積極

的な事前指導を行っている。また、処理技術等の向上を図るため講習会を開催している。

表 2-4-7 産業廃棄物処理業者の状況（大阪府知事許可分）

		平成4年度許可 (指定)件数	平成4年度末現在の 許可(指定)業者数	
産業廃棄物収集運搬業		246	3,137	
	うち積替えを含む	4	56	
産業廃棄物処分業		10	93	
	うち中間処理	10	81	
	うち最終処分	0	12	
特別管理産業廃棄物収集運搬業		4	4	
特別管理産業廃棄物処分業		0	0	
合 計		274	3,234	
別 掲	産業廃棄物	再生輸送業	2	11
	再生利用業	再生生活業	0	1

- (注) 1 大阪市、堺市、東大阪市で営業する場合は別途当該市長の許可が必要。
2 許可件数は新規・更新・変更許可を合計した数。

表 2-4-8 産業廃棄物処理業者に対する指導状況（平成4年度）

区 分		件 数
立 入 検 査	産業廃棄物収集運搬業	148
	産業廃棄物処分業	322
	特別管理産業廃棄物収集運搬業	0
	特別管理産業廃棄物処分業	0
	産業廃棄物再生利用業	1
	合 計	471
検体採取・水質検査実施数		86
業務実績報告書提出数		2,118

第4 産業廃棄物処理施設の許可及び指導

府域における廃棄物処理法に基づく設置許可を受けた産業廃棄物処理施設の数、462施設である。産業廃棄物処理施設に対しては、法に基づく使用前の検査を行うとともに、排出事業者や産業廃棄物処理業者の立入検査において、許可対象外施設を含め、産業廃棄物の処理や施設の維持管理等について指導を行っている。

表 2-4-9 産業廃棄物処理施設設置許可状況（大阪府域）

施設の種類		平成4年度許可件数		平成4年度末現在の	
			知事許可	設置状況	知事許可
中間 処 理 施 設	汚での脱水施設	25	13	320	179
	汚での乾燥施設	1	0	8	6
	汚での焼却施設	1	0	16	7
	廃油の焼却施設	1	0	24	10
	廃プラスチック類の破碎施設	3	1	7	2
	廃プラスチック類の焼却施設	3	3	44	31
	その他の施設	0	0	13	0
最終処分場		2	1	30	18
合計		36	18	462	253

(注) 1 旧法では届出制であったが、改正法により平成4年7月3日以前に届け出た施設は、新法による許可を受けたものとみなされる。
 2 知事許可施設は、大阪市・堺市・東大阪府域以外の府域における施設を指す。

第5 産業廃棄物処理事業の振興

産業廃棄物処理施設の整備や優良産業廃棄物処理業者の育成を図るため、債務保証、起業化助成等の事業振興措置を行う(助産業廃棄物処理事業振興財団(平成4年12月設立)に対して大阪府は国や都道府県等とともに債務保証基金等への拠出を行っている。

第4節 一般廃棄物処理対策

第1 一般廃棄物処理施設の整備に対する助成

近年のごみ量の増加と多様化に伴い、施設の増設や既存施設の老朽化に伴う更新など、市町村における計画的な施設整備が必要である。

一般廃棄物の適正処理を推進し、地域の生活環境の保全を図るため、大阪府では市町村が行う一般廃棄物処理施設の整備に対し技術的援助を行うとともに、集じん器灰の無害化事業について府費による助成を行っている。平成4年度においては、堺市ほか1市1事務組合に対して9,797万6千円を交付した。

なお、一般廃棄物処理施設の新・増設等について、9市町3事務組合に対し、国庫補助金155億9,923万円が交付されている。

第2 公害防止施設の整備に対する助成

市町村が処理する一般廃棄物（ごみ）焼却炉については、府公害防止条例に基づき公害防止設備（洗浄集じん装置）の設置が義務付けられており、その設置に係る地方債の利子支払額等について、府費による助成として平成4年度においては、大阪市ほか1事務組合に対して利子補給金143万7千円を交付した。また、これら設備の稼動に要する経費について、大阪府ほか13市町9事務組合に対して3億2,500万円を交付した。

第3 市町村における分別収集への取り組み

分別収集は、廃棄物の減量化・リサイクルや公害防止のために有効な方法であり、平成4年度末現在、一部地域で実施している4市を含め、府下43市町村で実施されている（未実施の1市についても平成5年4月から実施）。

分別収集の内訳は、可燃ごみと不燃ごみと資源ごみの分別が27市町、可燃ごみ又は混合ごみと資源ごみの分別が15市町村、可燃ごみと不燃ごみの分別が1市である。

第5節 ごみの減量化・リサイクルの推進

私たちの社会は、これまで大量生産、大量消費の中で豊かな生活を享受してきたが、同時に資源の枯渇や地球規模での環境汚染を招くなど人類の生存に係る重大な問題を引き起こしている。次の世代に良好な環境を伝えていくためには、一人ひとりのライフスタイルや生産・販売活動を見直し、資源・エネルギー循環型社会、いわゆる「リサイクル社会」の構築が求められている。日常活動においても、ものを大切に使い、ごみを作らないようにするとともに、ごみから可能な限り資源を取り出し、減量化・リサイクルを推進していかねばならない。

第1 大阪府廃棄物・減量化リサイクル推進会議

1 概要

大阪府では、地球環境の保全さらには地球資源保護の観点から、「リサイクル社会」の構築を目指した取り組みを実施するため、住民団体・事業者団体・市町村・清掃一部事務組合・学識経験者及び大阪府で構成する「大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議」を平成3年8月に設置し、ごみの減量化・リサイクルについての調査研究や各種の啓発事業を実施している。

表2-4-10 大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議の概要

目的	廃棄物の減量化・リサイクルのための各種事業活動の推進							
事業	(1)廃棄物の減量化・リサイクルのための提言 (2)廃棄物の減量化・リサイクルに関する調査・研究 (3)廃棄物の減量化・リサイクルの啓発活動 (4)この他、この会議の目的を達成するために必要な事業							
構成	<table border="0"> <tr> <td>会 員</td> <td>76団体</td> <td rowspan="2"> (行政 58団体 (府・市町村・事務組合) 住民団体 12団体 (消費者・婦人・労働団体等) 業界団体 6団体 (経済・流通団体等)) </td> </tr> <tr> <td>特別会員</td> <td>3名</td> <td>(学識経験者 3名)</td> </tr> </table>	会 員	76団体	(行政 58団体 (府・市町村・事務組合) 住民団体 12団体 (消費者・婦人・労働団体等) 業界団体 6団体 (経済・流通団体等))	特別会員	3名	(学識経験者 3名)	
会 員	76団体	(行政 58団体 (府・市町村・事務組合) 住民団体 12団体 (消費者・婦人・労働団体等) 業界団体 6団体 (経済・流通団体等))						
特別会員	3名		(学識経験者 3名)					
組織	<table border="0"> <tr> <td>総 会</td> <td>—</td> <td>幹事会</td> <td>—</td> <td>部会</td> <td> { ①調査部会 ②啓発部会 ③行政部会 </td> <td> { リサイクル分科会 適正処理困難物分科会 </td> </tr> </table>	総 会	—	幹事会	—	部会	{ ①調査部会 ②啓発部会 ③行政部会	{ リサイクル分科会 適正処理困難物分科会
総 会	—	幹事会	—	部会	{ ①調査部会 ②啓発部会 ③行政部会	{ リサイクル分科会 適正処理困難物分科会		

2 事業

(1) 「ごみ減量化・リサイクルアクションプログラム」の策定

リサイクル社会の構築をめざして、事業者・住民・行政の果たすべき役割と実践行動を明らかにした「ごみ減量化・リサイクルアクションプログラム」を平成4年5月に策定し、その普及・実践に努めている。

(2) エコショップ（ごみ減量化・リサイクル推進宣言店）制度の普及・推進

簡易包装や容器の回収、再生品を利用したエコマーク商品の販売等に積極的に取り組む小売店を「エコショップ」として登録する制度を平成4年9月に創設し、その普及・推進に努めている。

なお、平成5年3月末現在のエコショップの登録数は409店である。

(3) リサイクルフェアの開催

環境美化月間（9月）事業として、各種団体・企業の参加を得て、平成4年9月に「リサイクルフェア'92大阪」を開催し、ポスター絵画展、リフォームファッションショー、「ごみから暮らしを考える」をテーマとしたシンポジウムなどの啓発事業を行った。また、環境美化月間の啓発ポスター・カレンダーの作成・配付を行った。

(4) ペットボトルのモデル回収事業の実施

豊中市と共同でペットボトルのモデル回収事業を実施し、今後安定的かつ継続的に実施するための行政、住民、事業者の連携や役割分担のあり方等について検討を行った。

(5) その他

爆発性を有するエアゾール製品及びカセットコンロ用LPGガス缶並びに路上放置自動車の処理について、国・業界団体に対して要望を行った。



第2 リサイクルプラザ整備に対する助成

再生利用可能品を再生する「市民工房」や再生品を展示する「リサイクルコーナー」、
「市民向け講座」等の機能を有したリサイクルプラザの整備を促進するため、大阪府では吹田市が行う「吹田市資源リサイクルセンター」（平成4年9月竣工）の整備をモデル事業と位置付け、平成2年度から4年度にかけて府費による助成を行った。また、運営主体である(財)千里リサイクルプラザの設立に伴い、基本財産として200万円を出資した。

第3 廃家電リサイクルモデル事業

廃家電製品のリサイクルルートづくりを行うとともに、「もの」を大切にするという意識を啓発するため、不用になった家電製品のうち、再生利用が可能なものを回収し、シルバー人材による補修を行い、府下の留学生に対して無償で提供する事業を(財)千里リサイクルプラザに委託し、実施した。

第4 廃棄物再生事業者の登録

改正廃棄物処理法の施行により廃棄物再生事業者について、都道府県知事の登録制度が創設された。府域における登録状況は表2-4-11のとおりである。

表2-4-11 廃棄物再生事業者の登録状況（平成5年3月末現在）

再生事業の種類	古紙	金属くず	空びん ガラス屑	繊維くず	その他	合計
登録者数	57	24	4	4	2(2)	91(79)

(注) 2種類以上の登録を行っている者があるため「その他」及び「合計」はのべ数となる。()内は実数(登録者数)

第5 市町村における取り組み

ごみの減量化・リサイクルを推進するため、府下市町村においては、分別収集に努めるとともに、表2-4-12のとおり住民活動に対する支援や啓発事業を実施している。また、省資源・省エネルギーの観点からごみ処理施設等において余熱利用が21施設で行われている。

表2-4-12 市町村における取り組み状況（平成4年度）

区分	取り組み内容	市町村数
住民活動に対する支援	集団回収に対する助成	26
	コンポスト容器、空き缶プレス器等の物品貸与	28
	牛乳パック保管・回収場所等の提供	14
啓発事業	減量化・リサイクル協議会等の設置	21
	イベント等の開催	28
	ビデオ・パンフレット等の作成	30

第6節 最終処分場等の確保

第1 ㈱大阪産業廃棄物処理公社事業の推進

本府は地域が狭く、都市化が進展し、さらに中小企業が非常に多いという状況から産業廃棄物の処理・処分の全てを事業者自ら行うことは困難となっている。

大阪府では、公共関与によって府域における産業廃棄物の適正な処理を推進するため昭和46年に大阪市と共同出資により㈱大阪産業廃棄物処理公社を設立し、昭和49年2月からこれを事業実施主体として、堺第7-3区で府域から排出される無害の汚でい、鉋さい、がれきなどの産業廃棄物の埋立処分事業を実施している。また、昭和56年から堺第7-3区内に大阪産業廃棄物中間処理センターを設置し、廃油、油でい、有害汚でい、有機性汚でい等を対象に、無害化、安定化を図る中間処理事業を実施している。

大阪府では、これらの事業の円滑な推進を図るため、同公社に必要な技術的援助を行うとともに、搬入予定の産業廃棄物について排出事業者への立入調査、検査分析を実施し、環境保全に努めている。

また、平成元年度から4年度にかけて堺第7-3区埋立処分場のより一層の有効活用を図るため、地盤改良工事等を行う堺第7-3区埋立処分推進事業を実施した。

さらに、公有水面埋立法上の竣功期限の平成6年3月に向けてえん堤の未施工部分の整備を行っている。

なお、㈱大阪産業廃棄物処理公社では、この他、①大阪市北港における最終処分事業及び②クリーン大阪センターにおける中間処理事業を行っている。

表2-4-13 堺第7-3区における産業廃棄物処理事業の概要

名 称	位 置	施 設 の 概 要		対 象 物
堺第7-3区埋立 処分事業	堺市築港新町 3丁地先	面 積	280ha	残土、建設廃材、 燃え殻、汚泥、鉋さい ガラスくず等
		埋立容量	2,440万㎡	
大阪産業廃棄物 中間処理センター	堺市築港新町 4丁2番	コンクリート 固型化	処理能力 5t/日	有害汚泥、 有害ダスト類
		コンクリート 固 化	処理能力 15t/日	有機性汚泥
		焼 却	処理能力 20t/日	廃油、油泥、 有機性汚泥

(参考) 堺第7-3区の暫定利用

最終処分場の跡地利用として、堺第7-3区のうち、既に竣功している一次処分地の一部(15.5ha)を昭和61年から「みなと堺グリーンひろば」として、府民が手軽にスポーツレクリエーション活動に利用できる広場として開放している。また、堺第7-3区の暫定利用の検討を行っている。

第2 大阪湾圏域広域処理場整備事業(フェニックス事業)の推進

高密度な土地利用が行われている近畿の大都市圏域において、内陸部に廃棄物の最終処分場を新たに確保することは困難な状況である。

このため、大阪府は、府下市町村、近畿の地方公共団体とともに協力し、①大阪湾圏域の広域処理対象区域から発生する廃棄物の適正な処理による大阪湾圏域の生活環境の保全②港湾の秩序ある整備による港湾機能の再編・拡充、さらに③新たな埋立地を活用し、地域の均衡ある発展に寄与することを目的として「広域臨海環境整備センター法」(昭和56年法律第76号)に基づき、大阪湾広域臨海環境整備センターを昭和57年3月に設立し、同センターを事業実施主体として行う大阪湾圏域広域処理場整備事業(フェニックス事業)を推進している。

事業の進捗状況については、尼崎沖埋立処分場が平成2年1月、泉大津沖埋立処分場が平成4年1月から廃棄物の受入れを開始した。また、府域の搬入施設についても、大阪基地が平成4年1月、堺基地及び泉大津基地が同年3月から廃棄物の受入れを行っている。

大阪府では、「大阪湾圏域広域処理場整備事業に係る大阪府域環境保全協議会」を運営し、泉大津沖埋立処分場、搬入基地周辺の環境保全を図るとともに、搬入予定の産業廃棄物について搬出事業者への立入調査、検査分析を実施するなど、同センターの「適正受入協議会」の一員として環境保全に努めている。

表2-4-14 フェニックス事業の概要

名 称	位 置	施 設 の 概 要	対 象 物
泉大津沖埋立処分場	堺泉北港	面 積 203 ha	一般廃棄物、 産業廃棄物、残土、 しゅんせつ土砂
	泉大津汐見町地先	埋立容量 3,000万 m ³	
尼崎沖埋立処分場	尼崎西宮芦屋港	面 積 113 ha	
	尼崎市東海岸町地先	埋立容量 1,500万 m ³	
搬 入 施 設	播磨、神戸、尼崎、大阪、堺、泉大津、和歌山、津名		